

No	仕様書 ページ番号	質問	回答内容
1	仕様書 1	(3) 現行システムから次期システムへのデータの移行 より データ移行の対象範囲(対象項目、対象年数)を提供ください。	現行システム稼働以降のすべてのデータ(入退去者情報・収納データ)を移行するものと考えております。(現行システムについては平成24年から稼働)
2	仕様書 2	(5) 市営住宅の手続きに関するオンライン化(電子申請)対応 より 『システム連携基盤経由で申請情報(CSV)の取り込みや審査結果の応答(交付物含む)などのデータ連携が行えるようなプログラムの作成等を行うこと』との記載に関してオンライン化システムで提供されるデータの仕様書等をご提供ください。	現時点で想定している外部IF仕様書を参加意向申出書を提出の企業様へのみ、送付致します。 要件定義や基本設計が進む中で、仕様変更等は発生する可能性があります。 本資料は設計中のものであり、内容に変更が伴う可能性がありますので、参考程度にお考え下さい。 また、送付する仕様書につきましては、本プロポーザルにのみ使用するようになっています。
3	仕様書 2	(5) 市営住宅の手続きに関するオンライン化(電子申請)対応 より オンライン化システムの連携ファイルの取り扱いについて特殊なセキュリティ要件等がありましたら仕様をご提供ください。	暗号化することを求められていますが、まだ検討段階です。 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」にある技術を利用した暗号化方法に従う形になると考えています。参考程度にお考え下さい。
4	仕様書 2	(9) 次々期システムへの円滑な移行に関する作業 より 次期システムの保守等の終了時に次々期システムへ円滑にデータ移行を行えるように、移行に必要なデータを汎用的なデータ形式に取りまとめ提供を行うこと。」とありますが、次々期システムの移行先等の情報(条件、形式等)提供をお願いします。情報提供が無い場合は弊社想定内容によるデータ抽出方法として提案及び費用積算とします。	当市では次々期システムの移行先については現状検討を行っていない為、質問文に記載のある通り、貴社想定内容によるデータ抽出方法で問題ございません。
5	仕様書 6	(2) ハードウェア構成要件_イ クライアント機器 より 川崎市職員利用端末25台(計画配置PC21台+システム専用PC4台)、川崎市住宅供給公社利用端末55台との記載がございますが、RFIで回答の通り、公社利用端末は公社にて調達のため、川崎市職員利用端末25台についてPCセットアップをすと言う認識で間違いはないでしょうか。	当市の判断では川崎市住宅供給公社利用端末については、川崎市住宅供給公社にて調達するのではなく、当市にて調達を行う想定としています。また、セットアップについてはパッケージソフトを用いたWEBブラウザで動作するシステムであれば、川崎市住宅供給公社利用端末55台にセットアップは不要です。
6	仕様書 6	(2) ハードウェア構成要件_イ クライアント機器 より 「Office ソフト」がMicrosoft Office Professional Plus 2016(32bit)又はMicrosoft 365(64bit)となっておりますが、すべてのPCにおいてバージョンは同じものを導入すると言う認識で間違いはないでしょうか。また、Microsoft 365(64bit)はAccessも導入するとの認識で間違いはないでしょうか。	Microsoft Office Professional Plus 2016(32bit)又はMicrosoft 365(64bit)についてはすべてのPCに同じものを導入するという認識です。また、Microsoft 365(64bit)についてはAccessの導入は不要とする認識です。
7	実施要領 3	10 企画提案の方法_(3) 企画提案書等の提出_ア 提出書類に ・「川崎市市営住宅総合管理システム機能一覧(別紙1)」 ・「川崎市市営住宅総合管理システム帳票一覧(別紙2)」の記載が見当たりませんが、こちらも◎、○、△、×等を追記して提出すると言う認識でよろしかったでしょうか。	「川崎市市営住宅総合管理システム機能一覧(別紙1)」、「川崎市市営住宅総合管理システム帳票一覧(別紙2)」についても◎、○、△、×等を追記して提出して頂きます。
8	評価基準 1	評価項目_企画提案内容_機能要件 について、 『「川崎市市営住宅総合管理システム機能一覧」に定める要件』との記載がありますが、「川崎市市営住宅総合管理システム帳票一覧」も評価対象と言う認識でよろしかったでしょうか。	「川崎市市営住宅総合管理システム帳票一覧」も評価対象と言う認識で間違いありません。
9	機能一覧(別紙1) No2	募集住宅情報を部屋単位または住戸タイプ単位で管理とありますが具体的にどの単位で管理(どの単位で抽選番号を付与するか)が教えてください。	募集住宅は部屋単位で管理し、抽選番号は申込者単位で付与します。 募集住宅については、募集回ごとに、募集する部屋と申込区分をセットで選択して登録することを想定しています。申込区分は、住戸タイプ(間取りや特定目的)の他、エレベーターの有無・床面積・階数等に応じて決定します。また、同じ部屋でも募集回によって異なる申込区分で募集することがあります。 抽選番号については、御質問No.11の回答のとおりです。
10	機能一覧(別紙1) No11	募集優遇倍率の設定に市独自のルールがありましたら教えてください。	特徴として、①募集区分が「一般世帯向け」のみ優遇倍率の適用となること、②基本の倍率は5倍で、複数の優遇倍率の対象となる場合は1倍ずつ加算されます。例えば、5回以上落選優遇は5倍、母子父子家庭優遇は5倍ですが、この両方を満たすときは5倍+1倍=6倍となります。詳細は、『川崎市営住宅入居者募集のしおり【案内編】』P17・18を御参照ください。
11	機能一覧(別紙1) No11	抽選番号付与に市独自のルールがありましたら教えてください。	抽選番号は、1人の申込者につき1つ付与します。優遇倍率が適用された申込者については、倍率に応じた数の番号を連番で付与します。例えば、本来「1番」の者が優遇倍率5倍適用であれば「1～5番」を付与し、次の申込者には「6番」から番号を付与します。申込資格を満たさない場合は、抽選番号を付与せず失格となります。 なお、抽選方法等の詳細は、『川崎市営住宅入居者募集のしおり【案内編】』P19を御参照ください。

No	仕様書 ページ番号	質問	回答内容
12	機能一覧(別紙1) No133	認定の時期はについて住宅種別が異なっても同じタイミングだと認識しても間違いはないでしょうか。	特公賃は認定時期が異なりますが、それ以外(市営公営・改良・従前・準公営)は同一の時期に行います。なお、特公賃以外の住宅に居住中の収入更正申立者に対し、例月収入認定を行うため、個別の認定機能も必要となります。
13	機能一覧(別紙1) No198	口座媒体は全銀フォーマットでしょうか。また住宅種別によって委託者コードが分かれているなどありますでしょうか。	全銀フォーマットとなります。また、住宅種別によらず委託者コードは同一です。
14	機能一覧(別紙1) No321	基準家賃について住宅種別によって4月始まり以外で管理する必要があるなど市独自の運用などありますでしょうか。 例)令和7年10月～令和8年9月 50,000円 令和8年10月～令和9年9月 40,000円	特公賃以外の住宅:種別によって4月始まり以外で管理することはありませんが、長寿命化工事の施工完了に伴い年度途中で基準家賃を変更したり、新築住戸の基準家賃を年度途中で設定することはあります。 特公賃:10月1日時点で入居者負担家賃額を設定しています。
15	機能一覧(別紙1) No321	基準家賃について利便性係数や損害保険料など市独自の計算方法や特殊な収入階層などありますでしょうか。	利便性係数等については、本市独自の計算方法に基づき設定しているものもありません。
16	機能一覧(別紙1) No347	RFIではEUC機能は一部の端末で使用すると聞いていましたが、何台の端末にて利用するのかを教えてください	EUC機能については基本的にすべての端末で利用する想定です。
17	-	他の大規模公営住宅システム構築と同様に会議についてキックオフなど一部の会議を除いてzoomなどのオンラインツールを使用した会議形態で実施するとの認識でよろしかったでしょうか。	その認識で間違いありません
18	-	RFIで質問し回答いただいた内容については、すべて今回の調達においても有効であるという認識でよろしいでしょうか。 該当の回答を添付しております。(【市営住宅システム再構築関係】質問に対する回答.pdf)	RFIにて回答した事項につきましては、今回の調達についても有効です。

8 優遇倍率（一般世帯向けのみ適用）

優遇倍率を利用することにより、当選する確率が高まる場合があります。ただし、優遇倍率を利用するには、**「一般世帯向け」区分への申込み** かつ **次の表のいずれかの「優遇の種類」に該当する必要があります**。なお、**優遇倍率はすべて5倍となります**。

基準日は、別冊の「入居者募集のしおり【募集住戸編】」2ページを参照してください。

優遇の種類	優遇倍率を利用する場合の条件・注意事項
5回以上落選	次の2つの条件を満たすこと。 1 川崎市営住宅の公募を 申込者が同一人で過去2年度分（全8回）のうち5回以上落選していること （継続して落選している必要はありません。） ※ 令和6年度については、制度の経過措置期間として、申込者が同一人で過去5年度分（令和元年度から令和5年度）のうち5回以上落選した方を対象とします。 2 当選した場合、 「当該年度分を除く過去2年度分（全8回）」の落選した抽選番号通知書（受付番号票）を提出できること 。 ※ 令和6年度については、制度の経過措置期間として、「当該年度分を除く過去5年度分（令和元年度から令和5年度）」の落選した抽選番号通知書（受付番号票）を提出できること。 （注意） 次の募集分は、落選回数に含まれません。 ・川崎市特定公共賃貸住宅募集分 ・常時募集分
母子・父子	基準日現在、 配偶者（妻又は夫）のいない申込者と、その申込者の20歳未満の子だけが入居すること 。 （注意） 次の場合は、この優遇を受けることはできません。 ・基準日に20歳以上の子が1人でもいる場合 ・離婚予定や内縁関係者
被爆者	厚生労働大臣の「被爆者認定」（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項）を受けている方が入居すること。
引揚者	海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して5年経過していない方かつ「永住帰国者証明書」の交付を受けている方が入居すること。
公害	基準日現在、川崎区又は幸区に居住していて、「公害医療手帳（川崎市長発行）」の交付を受けている方が入居すること。 （注意）川崎区及び幸区内の市営住宅への申込みには適用されません。
ハンセン病	ハンセン病療養所入所者等（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条）の方が入居すること。

優遇倍率を利用する場合は、必ずお読みください

【優遇倍率】

優遇倍率は、優遇を利用しない場合を1倍として決めています。
例えば、優遇倍率を利用しない方の抽選番号1個に対し、5倍の優遇倍率を利用する方は、抽選番号が5個付与されることになります。

【申込書の記載方法】

優遇倍率を利用する場合、申込書の「優遇倍率」欄のうち該当する優遇の種類に○印をしてください（○印がない場合は、**優遇倍率を利用することはできません**）。

【注意事項】

優遇倍率を利用して当選した場合は、当選後の資格審査時に優遇倍率を利用する条件を満たしているか書類で証明していただきます（証明する書類の提出ができない場合は、**当選されても失格となります**）。

また、次の点にもご注意ください。

- 5回以上落選の優遇に○印をつけた場合
落選を証明する5回分の抽選番号通知書（受付番号票）を提出できない場合、失格となります。
- 複数の優遇を利用して当選した場合
すべての優遇条件を証明できない場合、失格となります。

【複数の優遇倍率を重複して利用する場合の倍率について】

優遇の種類が1つ増えるごとに、1倍ずつ倍率が加わります。

5倍	5回以上落選・母子・父子・被爆者・引揚者・公害・ハンセン病のいずれか1つ
6倍	5倍優遇とその他1つの優遇条件に該当する場合…例）5回以上落選+母子・父子
7倍	5倍優遇とその他2つの優遇条件に該当する場合…例）5回以上落選+母子・父子+被爆者
8倍	5倍優遇とその他3つの優遇条件に該当する場合…例）5回以上落選+母子・父子+被爆者+引揚者

9 抽選方法

抽選会について

抽選会の日時は、別冊の「入居者募集のしおり【募集住戸編】」をご覧ください。

抽選番号について

抽選番号は、1人1つ付番します。
なお、優遇倍率を利用された方は、優遇倍率に応じた数の抽選番号を連番で付番します。

抽選方法について【事例：付番した抽選番号の最大値が「7851」の場合】

1 抽選器による番号決め

抽選器を回して、万・千・百・十・一の各位ごとに抽選番号の最大値を基準として0から9までの10個の玉出しを行い、各位の番号を順番に決めます。

2 当選順位の決定

1により決定した番号から、次の規則により順番に数字を組み合わせ、すべての抽選番号の当選順位を決めます（優遇倍率を利用して複数の抽選番号を付番されている方は、順位が一番高い抽選番号が有効な番号となります。）。

- ① 各位の1番目の数「3895」が当選順位1位（下表ア）となります（事例のとおり、抽選番号が1万未満の場合は、万の位の番号決めは省略します。）。
- ② 百・十・一の位の1番目の数「895」を固定して、千の位の数を1番目から順にずらしていきます。「1895」が当選順位2位（下表イ）、「5895」が当選順位3位となります。
- ③ 十・一の位の1番目の数「95」を固定して、百の位の2番目の数「3」にずらし、千の位の数を1番目から順にずらしていきます。「3395」が当選順位8位（下表ウ）、「1395」が当選順位9位（下表エ）となります。一巡したら百の位の数を順番にずらして繰り返します。
- ④ 十の位と一の位の数も、③のとおり1番目から順番にずらして繰り返します。

3 当選順位に応じて当選者の決定

2により決定した当選順位から、募集住戸ごとに順番に当選者を決定します。

(サンプル) 抽選器による番号決め

	万の位	千の位	百の位	十の位	一の位
1番目に出た数		ア 3	ウ 8	エ 9	オ 5
2番目に出た数		イ 1	エ 3	オ 7	カ 9
3番目に出た数			カ 5	キ 6	ク 3
4番目に出た数			キ 6	ク 5	ケ 2
5番目に出た数				ケ 0	コ 1
6番目に出た数				コ 2	カ 7
7番目に出た数				カ 4	キ 0
8番目に出た数				キ 7	ク 9
9番目に出た数				ク 9	ケ 5
10番目に出た数				ケ 4	コ 4
				コ 2	カ 1
				カ 1	キ 3

当選順位の決定

当選順位	抽選番号
1	3895
2	1895
3	5895
4	6895
5	0895
6	2895
7	4895
8	3395※
9	1395
⋮	
78	7295
79	3875
80	1875
⋮	
85	4875
86	3375
87	1375
⋮	
7850	4213
7851	7213

※ 当選順位8位は「7895」ですが、付番した抽選番号の最大値が「7851」であり該当番号はないため、当選順位9位の「3395」の順位を繰り上げします。

抽選結果について

抽選結果（当選番号表）は、川崎市住宅供給公社、区役所、支所、出張所、行政サービスコーナーに掲示するほか、川崎市住宅供給公社ホームページに掲載します。結果公表日は、別冊の「入居者募集のしおり【募集住戸編】」をご覧ください。

なお、抽選結果のお電話でのお問合せは、聞き間違い等が生じるおそれがあることから対応しておりません。